






数値目標

【重】…重点事業

基本目標	内 容	基準値	目標値
未然防止のための学習・啓発の推進	平手で打つ	75.6% (R3.6.1)	90.0% (R8年度)
	なぐるふりをして、おどす	62.3% (R3.6.1)	90.0% (R8年度)
	大声でどなる	56.8% (R3.6.1)	90.0% (R8年度)
	嫌がっているのに、性的な行為を強要する	83.6% (R3.6.1)	90.0% (R8年度)
	生活費を渡さない(諸々の費用を負担しない)	68.9% (R3.6.1)	90.0% (R8年度)
被害者が安心して相談できる体制の充実	宇部市配偶者暴力相談支援センターの認知度【重】	10.4% (R3.6.1)	30.0% (R8年度)
	「(DV被害を)相談できる窓口として知っているところはない」と回答する人の割合【重】	6.5% (R3.6.1)	0.0% (R8年度)
	「(DV被害を)誰かに打ち明けたり、相談したりしたか」の問いで、「どこ(誰)にも相談しなかった」と回答する人の割合【重】	72.7% (R3.6.1)	50.0%以下 (R8年度)
被害者の安全確保のための体制の整備	「(DV被害を)相談できる窓口として知っているところはない」と回答する人の割合 <再掲>【重】	6.5% (R3.6.1)	0.0% (R8年度)

各種相談窓口

名 称	主な相談内容	連絡先	ウェブサイト
宇部市配偶者暴力相談支援センター	DV	0836-33-4649 (さあさあ、よろしく)	
山口県男女共同参画相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	DV	083-901-1122 (緊急用：0120-23-8122)	
DV相談+ (プラス)	DV	0120-279-889 (つなぐ、はやく)	
DV相談ナビ	DV	#8008	
宇部警察署	DV (傷害等)	0836-22-0110 (緊急時は、110番)	
児童相談所虐待対応ダイヤル	児童虐待	189 (いちはやく)	
女性の人権ホットライン	人権侵害	0570-070-810	
みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)	人権侵害	0570-003-110	

概要版

第2次宇部市 配偶者暴力等 対策基本計画

～パートナー等からの暴力を許さず、
人権が尊重される社会の実現を目指して～



令和4年(2022年)3月

宇部市

【問い合わせ・編集・発行】宇部市市民環境部 人権・男女共同参画推進課
〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 TEL 0836-34-8308 FAX 0836-22-6016 メール jinken@city.ube.yamaguchi.jp



～ 第2次宇部市配偶者暴力等対策基本計画の概要 ～

計画策定の趣旨

DVをはじめとする暴力は、家庭内で行われるため潜在化しやすく、また、被害者の多くは女性であり、男女共同参画社会の実現の妨げになっていることから、これまでの取組の内容を評価・検証し、市民をはじめ各関係機関や各種団体等と協働しながら、総合的かつ計画的にDV対策等を推進するための方針を整備するため、新たな基本計画を策定することとしたものです。

計画の基本的な考え方

相談の受付から被害者の安全確保や自立に向けて、切れ目のない支援を行うとともに、DVに対する正しい理解を図り、決して暴力を許さないという意識を社会へ浸透させることは、市民に最も身近な行政機関である地方自治体の重要な責務であるため、本市ではこれらの実態を見逃さず、被害を潜在化させないための取組を積極的に展開していく必要があると考えています。

計画の期間

令和4年度～令和8年度（5年間）

（※社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、適宜、計画の見直しを行います。）

課題解決に向けた重点的な取組

主な課題	課題解決のための取組
DVを未然に防止していくための意識啓発	DVについて正しい理解と認識を深め、すべての人が互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける行為は許さないという意識を社会全体に普及させるため、学習・啓発を推進し、DVの未然防止に取り組む。
相談窓口の周知	DVは、相談につなげられないことで多数の被害が潜在化していると言われており、必要としている人に相談窓口の情報が届くよう、さらなる周知に取り組む。 また、被害者の精神的な負担の軽減を図るため、組織的に対応し、被害者の立場に立った利用しやすい相談環境の整備に取り組む。
子どもを含めた被害者への支援体制の充実	被害者が加害者から危害を加えられる恐れが高い場合は、宇部警察署等をはじめとする各関係機関と連携し、被害者を緊急避難させ、安全な場所で保護をするなど、適切な支援を行う。 また、児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）では、子どもの目の前でDVが行われることも児童虐待に含まれるとされており、DVと児童虐待は重複して発生するなど関連性が認められることから、児童相談所等の関係機関と連携して被害者や被害者の子ども等の安全確保に取り組む。

計画の体系

【重】…重点事業

